○財務省告示第百二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十年三月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年四月十日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百八十六回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第三条第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十九条第四項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項、第四十七条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で一兆七千七百九十五億円

うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で四百九十五万円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二百五十五億五千七百五十万円、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十九条第四項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で三百九十六億九千二百八十万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で六千九百十八億四千七百九十万円、同法第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二千五百六十三億九千五百万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で七千六百六十億百八十五万円

特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で四千百九十八億円

特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千八百七十四億円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　一兆七千八百八十七億八千八百二万五千円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　四千二百十九億九千百三十五万六千円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　千八百八十三億七千八百二十二万八千円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　五万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円五十二銭以上のそれぞれの応募価格

八　最低額面金額　額面金額百円につき百円五十二銭二厘

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成三十年三月十五日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　年〇・一パーセント

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　平成三十年九月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二　利率　毎年三月十五日及び九月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十三　初期利子　平成三十二年三月十五日

十四　第二期以後の利子　額面金額百円につき百円

十五　償還期限　財務大臣から通知を受けた者

十六　償還金額　平成三十年三月十五日

十七　元利金支払場所　日本銀行

十八　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十九　払込期日　平成三十年三月十五日

○財務省告示第百三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十年三月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年四月十日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（五年）（第百三十五回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第三条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項、第四十七条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。